

成年後見制度利用支援事業に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、安城市高齢者及び障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定に基づき、後見人等に係る報酬の助成（以下「報酬助成」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬助成の対象者)

第2条 安城市高齢者及び障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条第1項第3号の市長が認めた者とは、市民税非課税世帯で次のいずれにも該当すること。

- (1) 世帯の年間収入が、単身世帯では150万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 世帯の預貯金等の額が、単身世帯で350万円、その他の世帯では世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

附 則

- 1 この内規は、平成27年1月1日から施行する。